御所市地域防災計画

― 概　要　版 ―

緊急時電話番号	事件・事故	110	消防・救急	119
災害時伝言ダイアル	171	＋ ● 録音　1 ▶ 再生　2	市外局番　-　被災した家の電話 ※録音時間は 30 秒以内(通話料のみ必要)	
土砂災害情報	気象庁土砂災害判定メッシュ情報	http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh		
	奈良県土砂災害・防災情システム	http://www1.nara-saboinfo.jp/index.html		
御所市役所	0745-62-3001	御所市 HP【重要なお知らせ】	http://www.city.gose.nara.jp/	

令和３年６月

御所市防災会議

はじめに

我が国では、平成 7 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、平成 28 年 4 月 14 日・16 日の熊本地震といった大規模地震、さらに全国各地で記録的な集中豪雨による土砂災害や洪水など、想定外と言われた自然災害により甚大な被害が発生しました。また、2019 年 12 月より、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、社会的に大きな影響を与え、避難所運営等の防災分野においても感染症等対策に万全を期すことが求められています。

これらの自然災害等の教訓を踏まえ、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを最大目標に、できる限り災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、災害に備え、災害時に実践的な行動ができる計画を目指した、「御所市地域防災計画」の見直しを行いました。

～ 御所市地域防災計画の目的及び位置づけ ～

「御所市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条及び御所市防災会議条例（昭和３８年御所市条例第１３号）に基づき、国の防災基本計画、奈良県地域防災計画と整合を図り、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するために、御所市防災会議が、各防災関係機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の協力を得て、災害の予防、災害時における対応、災害からの復旧・復興を適切に進めていくための基本的な事項を定めた計画です。

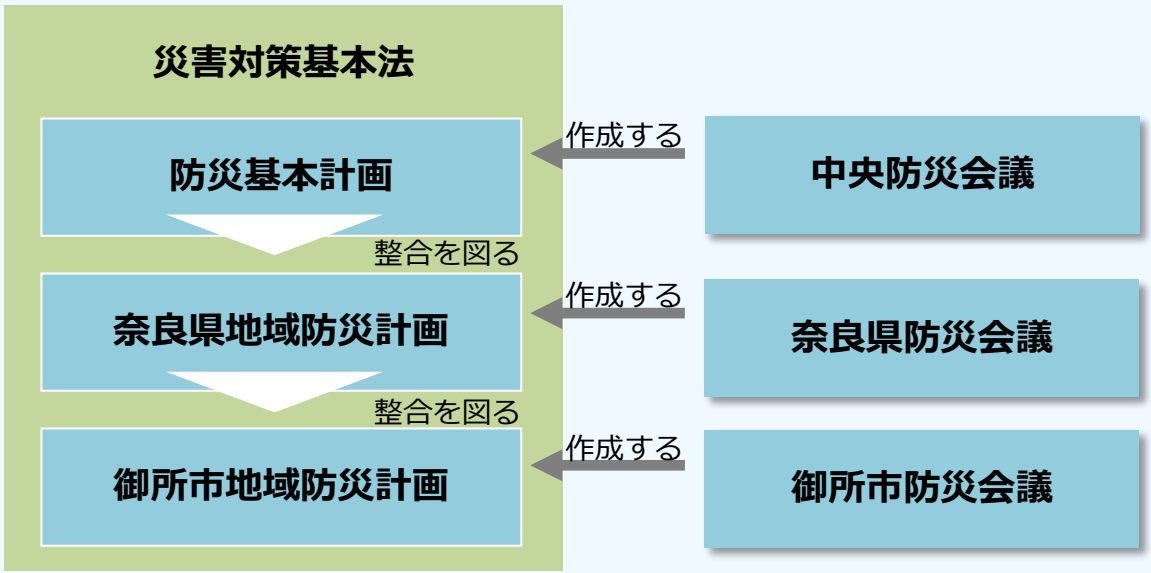

令和３年度修正に当たっては次の視点で修正しました

〇災害対策基本法等の関連法令との整合
〇近年の大規模災害を受けて修正された国・県の上位・関連計画との整合
〇新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正

1．計画の概要

■ 計画の構成

本計画は、次の５章からなる計画編と資料編から構成されています。

第１章　総則	計画の基本方針、防災関係機関の役割分担、自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項
第２章　災害予防計画	災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画
第３章　災害応急対策計画	災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画
第４章　災害復旧･復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画
第５章　南海トラフ地震（大規模地震）防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る防災対策（円滑な避難・救助、地震防災上緊急整備すべき施設等に関する事項等）を推進するための計画

■ 計画の基本方針

本計画は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自らの命は自らで守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、市及び県、関係市町村による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとします。

- **災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化**
- **自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立**
- **市、県、関係市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携**
- **防災関係機関相互の協力体制の推進**
- **ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進**
- **過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進**
- **関係法令の遵守**
- **要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進**
- **男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立**

2．御所市における想定災害

■ 地震被害想定

本計画の前提となる震災規模の想定にあっては、平成１６年１０月公表の「第２次奈良県地震被害想定調査」結果に基づき、本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い以下の地震を想定しました。

1）内陸型地震（直下型地震）－中央構造線断層帯（マグニチュード８.０）

2）海溝型地震－東南海・南海同時発生（マグニチュード８.６）

(1) 想定される地震動

区分	内陸型地震 中央構造線断層帯	海溝型地震 東南海・南海同時発生
地震動の様相	県内で震度７から震度５強の揺れが数十秒間続く 大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市・広陵町等で震度７	県内で震度６弱から５弱。揺れは１分間以上数分間続く 御所市、五條市等、奈良盆地南縁の山間地の７市町村の震度は５強

出典）第２次奈良県地震被害想定調査報告書：H１６.１０.２９　報道発表

(2) 巨大地震の発生確率

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和３年１月１日現在)」によると、海溝型地震である南海トラフ地震については今後 30 年以内にマグニチュード８～９クラスの地震が発生する確率は 70～80%に達すると評価されています。御所市では最大震度６強が想定されています。

また、内陸型地震である中央構造線断層帯（金剛山地東縁）についてはマグニチュード 6.8 程度の地震発生確率が今後 30 年以内にほぼ 0%とされています。

地震活動の長期評価

領域又は地震名		南海トラフ	中央構造線断層帯（金剛山地東縁）
長期評価で予想した地震規模		M8～M9 クラス	M6.8 程度
地震発生率	10 年以内	30%程度	－
	30 年以内	70～80%	－
	50 年以内	90%程度 もしくはそれ以上	－
地震後経過率		0.85	0.2～0.3
平均発生間隔		次回までの標準的な値 88.2 年	約 6,000～7,600 年
最新発生時期 (ﾎﾟｱｿﾝ過程を適用したものを除く)		75.0 年前	1 世紀以後～3 世紀以前

出典）活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和３年１月１日現在）

3．災害予防計画

令和３年度修正のポイント

○防災中枢施設の耐震化等や地域防災拠点の新たな整備による防災機能の向上
○新型コロナウイルス感染症や要配慮者・女性などの多様な視点を踏まえた、誰もが健康で安心できる避難所運営・体制の整備
○水防法や土砂災害防止法の改正を踏まえ、要配慮者への対応策の強化
○平成 30 年７月豪雨（西日本豪雨）の教訓を踏まえ、ため池防災対策の実施
○令和３年５月「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」の施行を踏まえ、災害時の要配慮者の避難支援や地域防災力の強化、広域避難の仕組みを整備

■ 災害応急活動への備え

災害発生時に迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、応急活動拠点の機能強化、関係各機関との連携体制の強化、避難収容機能の充実、受援環境の整備、コロナ禍の複合災害対策など災害応急活動への備えを進めています。

防災中枢施設の整備	・災害対策本部となる市役所の災害時の防災機能や業務継続の確実な実施を図るため、庁舎の建替え、耐震改修、大規模改修の検討など必要な対策を検討し防災力の向上図ります。 ・災害発生時に応援部隊の受け入れ及び活動拠点、物資輸送拠点として御所市民運動場・御所市総合運動公園第２グラウンドを位置づけます。
地域防災拠点の整備	・地域防災拠点として、「（仮称）御所市防災市民センター」及び「新火葬場」を整備し、防災機能の向上 ・地域防災拠点（指定避難所）と災害対策本部の通信設備の充実 ・防災用資機材、非常用食料等の備蓄など、防災機能の充実
災害応急活動体制の充実	・災害対策本部のスムーズな立ち上げ体制の整備及び充実

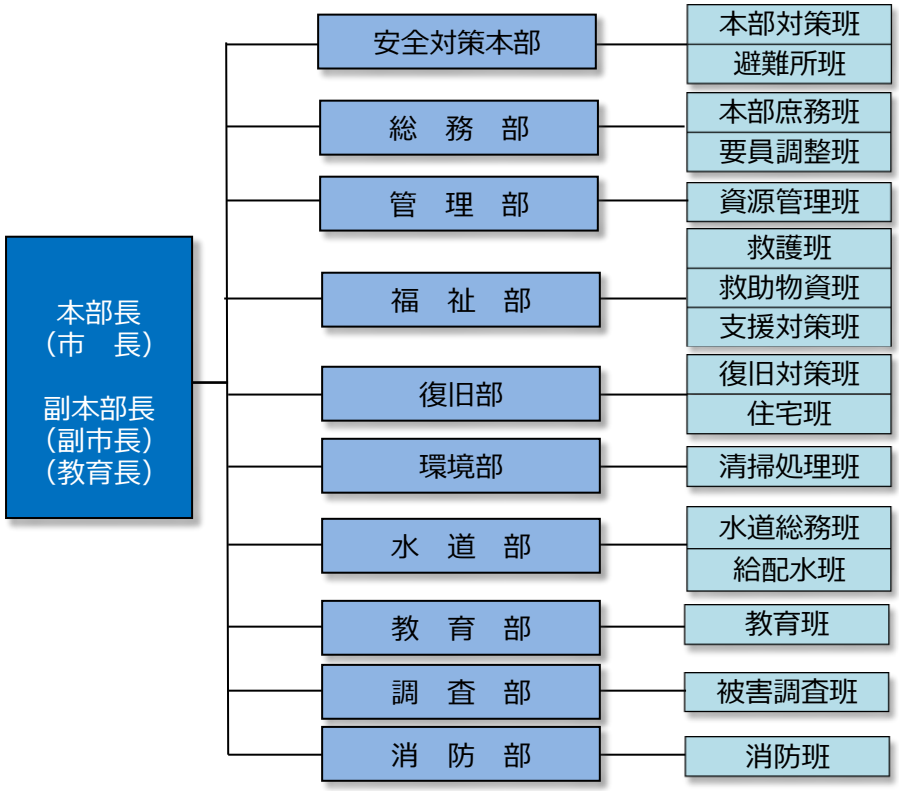

避難体制の整備	・防災用資機材等の確保・点検 ・ボランティア活動支援環境の整備 ・指定緊急避難場所 18 ヵ所、指定避難所 32 ヵ所の指定 ・新型コロナウイルス感染症や要配慮者・女性等の視点を踏まえた、避難所設備の充実、資機材、衛生用品等の配備や環境整備 ・適切な避難行動等を促すための市民への周知など支援体制の整備 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施等により、避難行動要支援者、要配慮者の安全確保対策を推進 ・市が策定主体となり、地域と連携した避難行動要支援者支援計画（個別計画）の作成 ・要配慮者の福祉避難所への避難・受入の促進 ・「災害が発生するおそれ」の段階での広域避難調整の仕組みづくり ※避難行動要支援者とは、災害時要配慮者のうち、自力避難が困難で避難にあたって特に支援を要する人をいう。
自主防災体制の整備支援	・自治会単位での防災組織づくり推進 ・防災組織としての訓練や防災研修の実施支援 ・自主防災組織における規約及び地区防災計画の策定の支援・人材育成の仕組みづくり
消防力の充実	・女性、学生、事業所従業員などの消防団への入団促進、処遇の改善 ・消防団員の安全確保のための基本的装備、情報共有の通信設備、救助活動用機材など総合的な地域防災力の充実
緊急食料、生活物資等の確保体制整備	・市は公共施設、小学校など 19 ヵ所に重要物資を備蓄 ・他に必要な物資の確保のため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備 ・市民は自助として、３日分の食料、水（１日１人あたり３リットル）、常備薬、衣類等を非常持ち出し品として用意する努力を実践
緊急輸送体制の整備	・緊急時に確保可能な輸送手段を把握 ・平常時から災害発生時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制を推進

■ 都市の防災機能の強化

(1) 災害に強いまちづくり

市をはじめ関係機関は、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化など都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努めます。

砂防堰堤の整備

(2) 建築物等災害予防計画

市は、耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和５６年（１９８１年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

避難所となる市内各小中学校については、現時点で全て耐震改修済みです。

御所中学校校舎

(3) （仮称）御所市防災市民センターの整備

「(仮称) 御所市防災市民センター整備基本計画」に基づき、本市の新たな地域防災拠点として、災害時における避難者の収容、情報管理や支援活動の中枢機能、食料等の備蓄などの機能を果たすことを目的に整備を行い、令和５年度の供用開始を目標としています。

（仮称）御所市防災市民センター整備基本計画

(4) 防災重点ため池対策

平成３０年７月豪雨（西日本豪雨）により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生したことを受け、国における「防災重点ため池」の選定基準が見直され、市内 18 箇所が「防災重点ため池」として選定されました。

防災重点ため池については、ハザードマップを作成し、ホームページ掲載等により、周知徹底に努めます。また、点検や清掃等など日常的な維持管理の推進や必要な対策を実施していきます。

農林水産省
「ため池管理マニュアル」

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアルの策定

自然災害と新型コロナウイルス感染症との複合災害に備えて、感染症の予防・拡大防止の観点から、避難所における事前準備（衛生用品等）、運営方法、避難所レイアウト、避難者の健康管理、緊急時の対応、適切な避難行動の周知などをまとめた避難所運営マニュアルを策定しています。

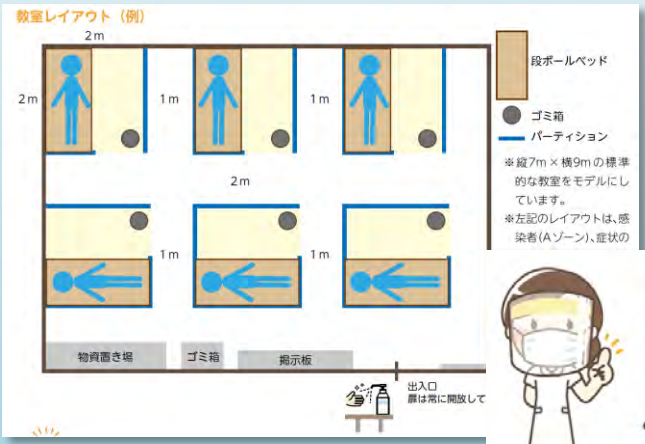

▲感染症を踏まえた避難所レイアウトイメージ

▲避難所運営スタッフの服装

認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）避難生活改善に関する専門委員会
「新型コロナウイルス・避難生活お役立ちサポートブック」

防災意識の向上啓発

市民は、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時においては、自発的な防災活動（自助）を基本に、地域（共助）や行政（公助）と連携して災害に対応できるよう、防災訓練や防災知識の普及を通じて、日頃から災害への備えに取り組んでいます。

今後は、自主防災組織を中心に地域において共助を高めていくため、地区防災計画の作成などを促進します。

(1) 市民向けの防災知識の普及啓発

パンフレット等による啓発	広報紙・防災パンフレット等の作成配布、広報車等の巡回、ハザードマップの作成・配布、市のホームページ、災害リスクの現地表示
各種活動等を通じた啓発	講演会・防災展等の開催、映画・スライド上映会の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動の促進・活用（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校等）

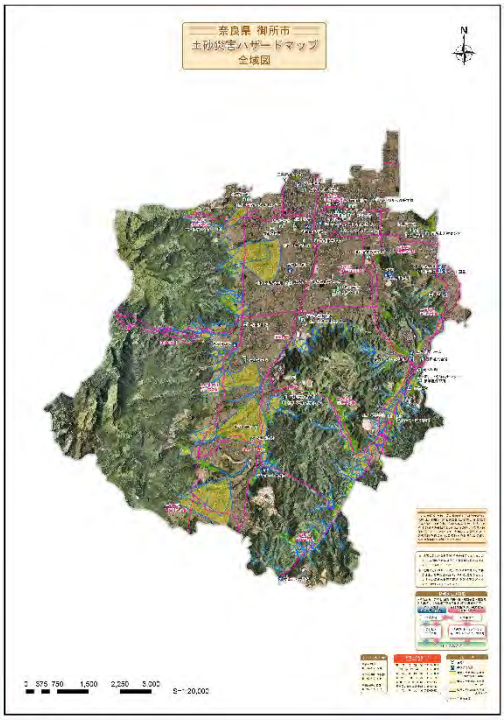

平成２７年８月修正

(2) 学校等における防災教育

教育の内容	身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法、避難場所・指定避難所の場所、ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備え、過去の災害から得られた教訓の伝承、地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
教育の方法	防災週間等における訓練の実施、防災をテーマにした図画・作文の作成、教育用防災副読本・ビデオの活用、特別活動を利用した教育の推進

(3) 防災訓練計画

災害発生時における応急対策を迅速にして、かつ確実に実施できるよう平常において関係機関と緊密な連携をとり、図上又は現地で次の区分により計画的に実施するものとします。また、要配慮者を踏まえた避難支援訓練や避難所開設・運営訓練を実施するものとします。

防災訓練の種類	①水防訓練	②災害救助訓練	③災害通信連絡訓練
	④図上訓練	⑤非常招集訓練	⑥学校等安全避難訓練
	⑦総合防災訓練	⑧土砂災害避難訓練	

自主防災会訓練

4．災害発生後の応急対策

■ 災害応急対策組織動員

災害対策本部の職員動員配備の基準は、以下のとおりとします。

風水害・土砂災害等

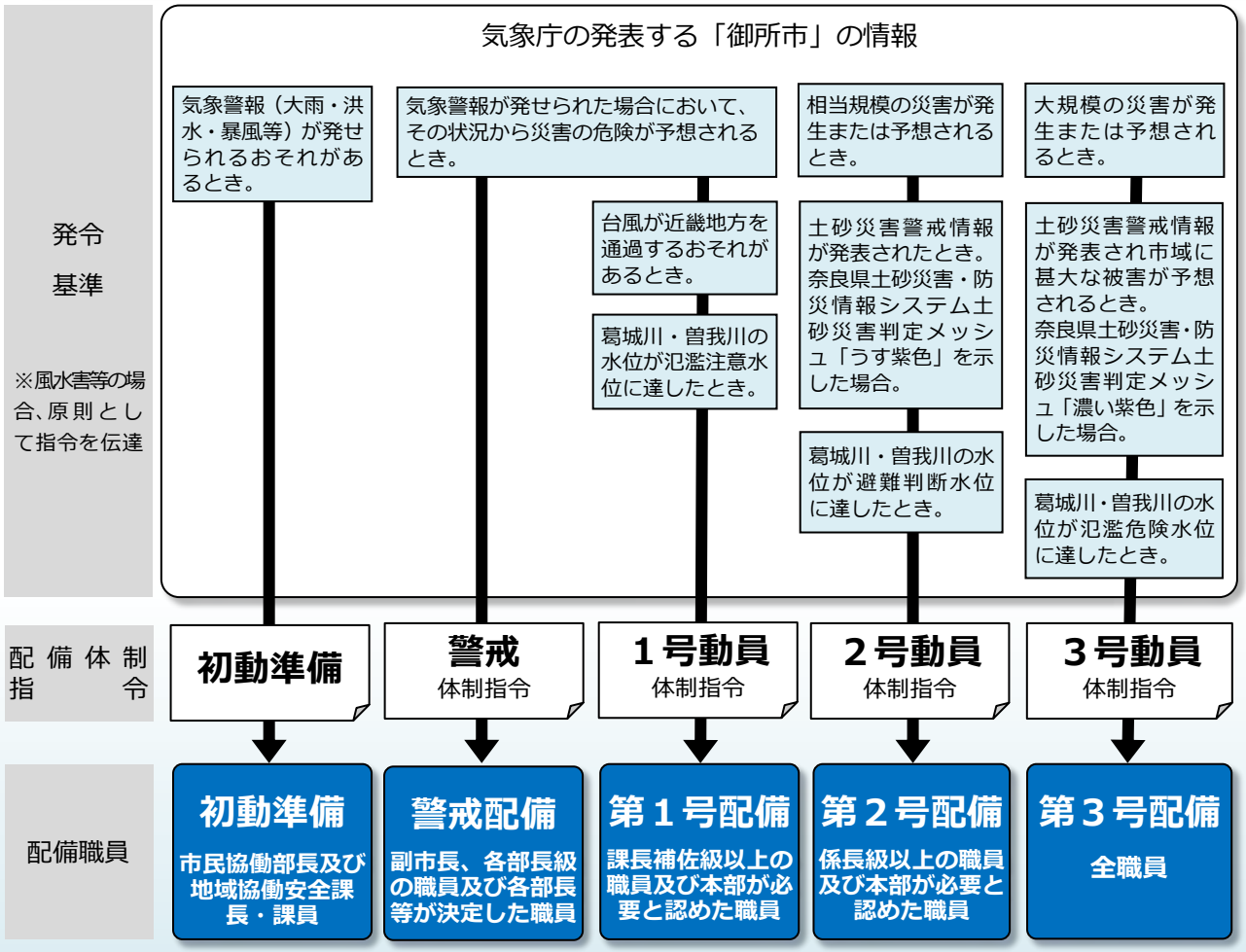

地震災害

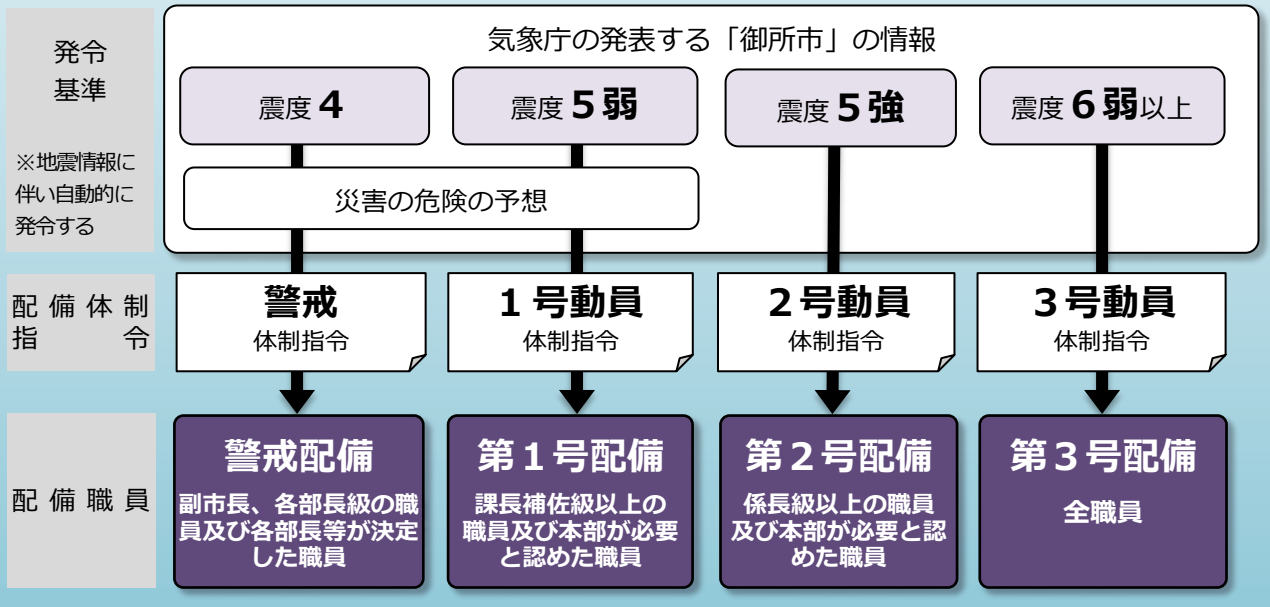

令和３年度修正のポイント

○国の「避難勧告等に関するガイドライン」、「避難情報に関するガイドライン」の改訂を踏まえ、５段階の警戒レベルに対応させた避難情報・住民のとるべき行動をわかりやすく示し、住民の適切な避難行動を支援
○熊本地震の教訓から、ペット同行避難対策、車中泊対策を追加
○奈良県「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」を踏まえた避難所の事前準備・開設・運営
○県災害ボランティア本部と連携したボランティア団体の活動支援体制の強化

避難の指示等

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、広報車、市ホームページ、エリアメール（御所市防災メール）、L アラート等による伝達、各自治会及び自主防災組織等を通じた伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送などにより、避難指示等を発令します。

避難指示等に当たっては、住民等が災害時の情報の意味を直感的に理解できるよう防災情報を５段階の警戒レベルに区分し、適切な避難行動を支援します。

警戒レベル	気象庁等の情報	市の対応	住民がとるべき行動
警戒レベル５（災害発生又は切迫）	大雨特別警報 氾濫発生情報等	・緊急安全確保	・命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞			
警戒レベル４（災害のおそれ高い）	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報等	・避難指示	・危険な場所から全員避難（立退き避難） ・屋内安全確保
警戒レベル３（災害のおそれあり）	大雨、洪水警報 氾濫警戒情報等	・高齢者等避難 **災害対策本部設置**	・避難準備が整い次第、避難開始（立退き避難） ・高齢者・妊婦・子ども・障がい者等は速やかに避難（立退き避難） ・屋内安全確保
警戒レベル２（気象状況悪化）	大雨、洪水注意報 氾濫注意情報等	・高齢者等避難の発令を判断できる体制の構築 ・連絡要員を配置 **災害警戒体制**	・ハザードマップ等で避難行動を確認 ・自主避難
警戒レベル１（今後気象状況悪化のおそれ）	早期注意情報 （警報級の可能性）	・心構えを一段と高める ・職員の連絡体制の確認	・災害への心構えを高める

警戒レベル３から市は避難指示等を発令

御所市防災メール

平成 31 年４月から運用開始

御所市防災メールは、市民の皆様へ早期に気象情報や災害情報、避難情報などを、登録されたメールアドレスに配信するサービスです。

右記 QR コードから登録できます。

避難に当たっての留意点

- ✓ 緊急避難場所への避難は、自主避難が基本！
- ✓ 移動時間も考慮し、早めの避難を！
- ✓ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難を！
- ✓ お年寄りや子どもには避難支援を！
- ✓ 避難所へ避難することが必ずしも安全とは限りません。周囲の状況を見ながら安全確保を！

■ 避難所の開設・運営

(1) 指定避難所の開設

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水によって避難を必要とする市民を臨時に収容する避難所を開設します（指定避難所については御所市ハザードマップを参照してください）。

(2) 指定避難所の運営

市職員は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所の運営を行うものとします。

また、運営における女性の参画、老若男女のニーズ、要配慮者の生活環境を踏まえ、誰もが健康で安心できる避難所運営を行います。

要配慮者に対しては福祉避難所などへの避難を促進することや、飼い主とともに避難した愛がん動物の飼養についても適正な指導を行います。

指定避難所ではなく車中泊により避難している被災者に対しては、健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操奨励など）や食事配給時間、指定避難所の入所状況などの情報提供を行います。

避難所運営の事例

車中泊避難の事例

(3) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営

避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、①平時の事前準備、②避難所開設時、③避難所運営時の３つの段階で対策を実施します。

① 平時の 準備	・十分な避難所数の確保 ・適切な避難行動について住民周知 ・感染症対策に必要な物資の準備 ・濃厚接触者への対応 ・避難所レイアウトの準備 ・検温・問診を行う受付の準備 ・スペースの確保 ・避難住民向け案内表示の準備
② 避難所 開設時	・レイアウトに基づく設営 ・避難者の受付時の対応 ・避難者への感染症対策の注意喚起 ・避難者情報の管理
③ 避難所 運営時	・避難者の体調確認 ・緊急時対応（感染の疑いのある者の隔離等） ・感染症対策の徹底・継続

※具体的な対応については、今後、避難所運営マニュアルの中で検討。

▼避難者への感染症対策の注意喚起

医療救護活動

市は、必要に応じて「いきいきライフセンター」を中核として、指定避難所となる小学校に医療救護所を設置し、医療機関と密接な連携のうえ、運営します。

また、要配慮者や避難者の健康状態を把握し、必要に応じて県へ保健師等の派遣を行い、保健活動を実施します。

御所市いきいきライフセンター

緊急物資の供給

(1) 緊急輸送体制の確保

災害時の消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給の生命線として、緊急輸送道路を確保し、市の所有する車両のほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保します。

(2) 応急給水

被災者１人あたり１日３リットルを目標として供給するものとし、浄水場、配水場を給水拠点とするほか、給水車、ポリエチレン容器等のトラック輸送、応急仮設配管、応急水栓等の手段で応急給水を実施します。

(3) 食料・生活必需品の供給

被災者に対する食糧や寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給できるよう把握し、供給計画を作成した後、関係機関の協力により、避難者及び在宅被災者等に対する食糧・生活必需品を確保し、備蓄食糧・物資、調達、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努めます。

御所市アザレアホール

(4) 供給の方法

市は、アザレアホールにおいて応援物資や調達物資の集配センターを開設し、集配及び保管の管理運営、各避難所への配送を行います。現場では自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、食料・物資を配給します。

防疫、保健衛生

市は、中和保健所と連携して、避難者の感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を把握し、必要な措置を講じます。

廃棄物の処理及び清掃

廃棄物の処理及び清掃計画は、仮設トイレ、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び災害復旧活動を促進するため、「御所市災害廃棄物処理計画」に則して適切な処理を実施します。

応急教育及び保育対策

災害により文教施設又は児童、生徒が被災し、通常の教育を行うことができない場合、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育を実施します。

自発的支援の受入れ

市は、ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、御所市社会福祉協議会とともに、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う市災害ボランティアセンターを開設します。また、奈良県災害ボランティア本部との連携・協働しながら、被災者のニーズを踏まえて、ボランティア団体の円滑な活動を支援します。

ライフライン等の復旧

復旧に大きく影響する上下水道、電力、ガス、電気通信といったライフライン施設については、各事業者と連携して迅速に被害状況を把握し、二次災害防止対策を実施します。また、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施します。

被災建築物の応急危険度判定

市は、二次災害防止のため、所管する公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物についても被害概況等に基づき、判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施します。

判定ステッカー

住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努めます。

入居対象者は住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない方で、公募により選定します。選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととします。

業務継続計画

危機事象発生時には、応急対策業務の実施とあわせて、市行政における通常業務で継続実施すべき「優先的通常業務」をなるべく中断させず、もしくは中断してもできる限り早期に復旧するために必要な資源の確保及び配分を行います。

5．災害復旧・復興への取り組み

令和３年度修正のポイント
〇被災者生活再建支援法の改正に伴う被災者支援内容の修正
〇内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改訂内容との整合

■ 復旧事業の推進

所管する公共施設の復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、県と十分協議し、計画の策定に努めます。

■ 罹災証明の発行

罹災証明は、被災者の救済を目的に、市長が確認できる範囲で家屋の被害程度について証明するものです。被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行います。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他

■ 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行います。

■ 中小事業所及び農林業関係者の復興支援

被災した中小企業及び被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請します。

■ 災害復旧・復興計画の策定方針

災害復旧・復興計画では、市街地復旧・復興に関する計画、住宅復旧・復興に関する計画、産業復旧・復興に関する計画、生活復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めます。また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で市民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざします。

＜地域連携による復旧・復興対策＞

家庭・事業所での対応	・公的支援を活用した自力での復興活動 ・地域の復旧作業の協力 ・関係機関の実施する復旧・復興活動への協力 ・復興街づくりへの参加等
自治会や自主防災組織の活動	・早期のコミュニティ活動の再開 ・地域の復旧作業 ・関係機関の実施する復旧・復興活動への協力 ・復興街づくりへの参加等

6．南海トラフ巨大地震に対する対応

令和３年度修正のポイント

○内閣府は大規模地震発生の可能性が通常時と比べて相対的に高いと評価された場合を想定して、被害の軽減を図るための防災対策ガイドラインを設定しました。これを受け、本市においても、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えるため地域防災計画を修正

異常な現象の観測から防災対応までの流れ

観測された異常な現象

南海トラフの想定震源域又はその周辺でM6.8 程度以上の地震が発生

南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性

気象庁が**「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」**を発表

有識者による評価検討

有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催

プレート境界のM8 以上の地震	M7 以上の地震	ゆっくり滑り	左の条件を満たさない場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**		**南海トラフ地震臨時情報（調査終了）**

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における**M8.0 以上の地震の発生から１週間**、以下の措置等を行います。

- **市民に対して注意喚起**（家具等の固定、食料・飲料水等の用意、避難場所及び経路の確認、家族の安否確認手段の確認）
- **情報の収集及び連絡体制の確認**
- **指定避難所運営等に関する業務、関係機関との調整**等を行うとともに、**地震発生に備え災害応急対策等を確認**

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M7.0 以上、M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で 7.0 以上の地震の**発生から１週間**、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくり滑りの変化が収まってから、**通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間**が経過するまでの間、以下の措置等を行います。

- **市民に対して注意喚起**（家具等の固定、食料・飲料水等の用意、避難場所及び経路の確認、家族の安否確認手段の確認）
- **情報の収集及び連絡体制の確認**

市の体制

災害対策本部の設置（指揮者：市長）	災害警戒本部の設置（指揮者：副市長）

御所市地域防災計画　概要版

〒６３９－２２９８　奈良県御所市１番地の３

TEL　０７４５－６２－３００１

作成日　令和３年３月